

令和8年「市民と議会のわがまちトーク」報告書

福祉健康委員会

開催日時	令和8年4月18日（土）午後1時30分から3時まで
開催場所	舞鶴市役所 本庁本館4階 （舞鶴市字北吸1044番地）
テーマ	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるための支援 ～ケアラー支援条例の必要性について～
参加市民	23人
出席議員	<u>担当委員会：福祉健康委員会</u> 田畑篤子、小杉悦子、杉島久敏、廣瀬昇、眞下弘明、南正弘 <u>サポート委員会：市民文教委員会</u> 谷川眞司、仲井玲子、伊田悦子、上羽和幸、眞下隆史、水嶋一明 <u>オブザーバー</u> 肝付隆治 議長、野瀬貴則 副議長

内 容

【全体概要】

多様な視点から御意見をいただくため、次のような方々に御参加いただくこととし、事前に舞鶴市における「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるための支援～ケアラー支援条例の必要性について～」に関する資料を送付することにより、一定の御理解をいただいた上で、当日に臨んでいただいた。

- 1 介護を経験されている方
- 2 介護者の会に入っておられる方
- 3 施設介護関係者
- 4 障害者のある方と生活されている方
- 5 家族支援関係団体に所属の方
- 6 テーマに関心を持つ市民（公募）



当日は、誰もが自分を犠牲にしない人生を歩める社会の実現に向け、社会全体での支え合いと孤立防止を図るため、ケアラーの負担を共有した上で、社会的認知度の向上に資するケアラー支援条例制定の必要性に関する意見、および行政に求める具体的な支援策について、各グループで意見交換をし、その解決策などを検討した。

各グループの意見交換の内容は、以下のとおり。

1班 担当議員：（副委員長）小杉 悦子
市民参加者人数：5人

【高齢者や障害者を支えてきた立場から、支援をする中で、困ったことや負担に感じたことに対して出されたその原因（課題）の主なもの】

〈介護者自身のこと〉

- 時間にゆとりがないこと。
- 状態が悪くなるのではないかと心配がある。
- 状態が悪くなると自分（介護者）の生活スタイルが崩されるのではないかと心配がある。 ⇒ 介護施設も検討が必要となる。
- 仕事に集中できない。



〈介護される人の関係で〉

- 介護される人が感情的になると、ストレスを感じる。
- 介護される人の強い言葉で傷つく。
- 本人の思いに添うような状況がいいとは思いますが、物がなくなるなどの問題もある。
- 訪問リハビリなどの利用で専門家の目で見てもらうことも大切である。

〈家族関係〉

- 家族の中で誰がトイレやお風呂に付き添うのかとなった時、孫の自分が付き添うことになり、ストレスになる。
- 介護を通して、家族間の空気が悪くなる。

【課題を解決するための必要な方策】

- 自分の時間を干渉されないようにする。
- 家族間では問題解決はできないため、プロの介入で少しでも現状維持ができるような施策が必要である。
- 家族間で話し合うことや、家族の不安などメンタルなどもカウンセリングがあればいい。
- 相談できる人と場所が必要である。
- 親や介護者同士での意見交換も大事である。
- 介護サービスの中身を知る機会をつくる必要がある。
- 民生委員と情報共有するなど関係作りを進めることも重要である。

【ケアラー支援条例の必要性についての意見】

- ケアラー支援条例を制定するとともに、自治体内にケアラー担当窓口を設置し、電話相談などができる体制作りが必要である。
- ケアラー相談員の養成が必要である。
- ケアラー支援条例のことを知らない人が多いので広める必要がある。
- 自分がケアラーだと気付いていない人もいるので、気付いてもらうような取組（ポスターなどの掲示）が必要である。
- ケアラーカフェを官民で作る。
- 災害時の要支援者の避難や独居老人等への民生委員の働きかけの強化なども必要である。

2班 担当議員：（委員）杉島 久敏
市民参加者人数：4人

【高齢者や障害者を支えてきた立場から、支援をする中で、困ったことや負担に感じたことに対して出されたその原因（課題）の主なもの】

- どれだけ頑張っても終わりが来ない。見えない。
- 通院や付き添いにより自分の時間が拘束され、心身ともに疲れることから睡眠不足や体調不良になり、十分な介護をしてあげることができない。
- 仕事にも影響が出るが、頑張りを認めてもらえない。
- 介護保険外のケアが高額となり、お金がかかる。

といった意見が出されたが、原因としては、人手不足や相談先が分からない。特に行政からの情報量が不足しているといった点があげられる。



【課題を解決するための必要な方策】

- ヘルパーの増員により、在宅介護が充実する。
- ケアラーが体調を崩した際に直ちに利用できるショート体制が必要である。
- ヘルパーの給与保証やカウンセリングもあるケアラー専門の窓口の設置が必要である。
- ラインやチャットでの双方向相談も必要である。
- 介護に対する支援機関の広報拡大が必要である。

などがあり、やはり、人手不足が課題となることや行政サイドが持っている支援策が十分に伝わっていないため、ケアラー側において情報収集ができていない。そうしたことから、ケアラーに対する取組状況の発信が重要視されており、支援策の情報をいかに的確に届けられるか改善策が必要である。

【ケアラー支援条例の必要性についての意見】

ケアラーがケアラーであると自覚できる状況、受け入れられる環境を作り出すことは必要である。それによってさまざまな支援が受けられることを認識することが大切である。

市の責任として必要な情報と窓口の設置が望まれる。

また、余談ではあるが、ヘルパーの立場を理解し、給与保障（月給制）によりケアラーを支援できる体制構築が望まれる。

3班 担当議員：（委員）廣瀬 昇
市民参加者人数：4人

【高齢者や障害者を支えてきた立場から、支援をする中で、困ったことや負担に感じたことに対して出されたその原因（課題）の主なもの】

〈 身体的・精神的な負担について 〉

- 24時間の介助により自分を捨てなければならず、来年など先の見通しが立たない。
- おむつやトイレの介助、夜間の徘徊への対応により、大きな負担を感じている。
- 本人が受診できないと診察がストップし、薬の処方等の負担が生じる。（薬だけでも処方できる特例などが求められる。）

〈社会や地域からの孤立について〉

- 介護によって外との交流が絶たれてしまう。また、男性高齢者は他との交流を嫌がる傾向がある。
- 生活の中の過酷な問題点が「普通」となってしまう、当事者自身が問題点として認識できなくなっている。
- 社会全体が介護を「他人事」と考えている傾向がある。
- バスなどに乗り込む際に時間がかかり、周囲から怒られるなど肩身の狭い思いをするなど、外出へのハードルが高い。



〈行政・公的支援に関する不満とアクセスの壁について〉

- 行政等に介護者の現状に対する理解がない。
- 公の支援を知らない人が多く、支援があっても「声だけ」ですぐには役に立たない。
- 地域によって行政の関わり方や支援の手厚さに差がある。
- 複雑な介護ケースに対して、支援者側が適切に介入してくれない。
- 介護サービスをどのように使ってよいか分かりづらい。

〈多様なケアラーへの無理解について〉

- 若者（10代）の介護者（ヤングケアラー）に対する社会の理解がない。
- 子どもの障害について、もっとオープンにできる社会になれば親も楽になるが、現状はそうっていない。
- 難病についての情報がなく、どうしたらよいか教えてもらえる環境がない。

【課題を解決するための必要な方策】

〈当事者のレスパイト（休息）と負担軽減について〉

- ショートステイを利用し、介護者自身の時間を確保する。
- センサーマットやGPS等を導入し、夜間の見守り等の負担を軽減する。
- 一人で抱え込まず、ケアマネジャーへ積極的に相談する。

〈当事者の意識改革とSOSの発信について〉

- 家族だけで抱え込まず、当事者自身ももっとSOSを出すようにする。
- いざという時に助けを求められる場所や機関をあらかじめ知っておく事が重要である。
- 適切なサービスを利用できるよう、家族側も合わせて努力する。

〈地域コミュニティと民生委員の役割強化について〉

- 日頃から「おはよう」と挨拶を交わし、SOSが出しやすい地域の関係性を築くことや、町内でも声かけ合って助け合う関係性が必要である。
- 町内での見守りを行政と連携して回る。
- 民生委員と市役所職員がさらに力を発揮し、協力する。
- 公的な支援を知らない人が多いため、何か支援の方法を一緒に考えるのも民生委員の重要な仕事として位置づける。

〈行政の積極的な介入と体制整備について〉

- 行政は支援できる環境を一つでも増やす努力をする。

- 行政は待つのではなく、もっと主体的に介入する必要がある。本当に困っている人が大きな声を出せるようにヒアリングを行い、行政が動かない現状を変えるべきである。
- 必要な情報を市民にしっかりと知らせし（下ろす）、浸透させる仕組みを作る必要がある。

〈 民間との連携と理解の促進について 〉

- 民間が提供している支援策も積極的に紹介し、活用する。
- 支援を行う際は、介護者の立場を理解し、介護に対するそれぞれの思いの違いに寄り添うことが重要である。

【ケアラー支援条例の必要性についての意見】

現場のケアラーが直面している多重苦や制度の壁を取り除き、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現するための第一歩として、ケアラー支援条例の制定は極めて高い必要性があるものとする。

4 班 担当議員：（委員）眞下 弘明
市民参加者人数：5 人

【高齢者や障害者を支えてきた立場から、支援をする中で、困ったことや負担に感じたことに対して出されたその原因（課題）の主なもの】

- 認知症対応や看取り等に関する知識が乏しく、不安を抱えている。
- 相談相手がおらず、気軽に外出もできない。
- 仕事と介護の両立が難しく、休息がとれない。
- 行政・サービスの手続きが煩雑で、必要な支援が届きにくい。
- 重度障害児者等の預け先がなく、負担が家族に集中している。

【課題を解決するための必要な方策】

- ケアラー支援条例が制定されたとしても、縦割り行政のままでは様々な問題に対してなかなか動けないことから、課を横断して一丸となって物事に対処できる体制作りが必要である。
- 専門職による介護指導や家庭訪問の充実に加え、カフェのような交流の場が必要である
- 「もしもの時の支援計画」の作成、ショートステイの拡充や利用者への支援が必要である。



【ケアラー支援条例の必要性についての意見】

- 誰を対象としているか明確で、具体的かつ実効性のある内容にすること。
- 抽象的な理念に留まらない施策の具体化を求める。
- より幅広いケアラーが補助を受けられる仕組み作りが必要である。
- 職場の理解促進と働きやすい環境づくりが必要である。

5班 担当議員：（委員）南 正弘
市民参加者人数：5人

【高齢者や障害者を支えてきた立場から、支援をする中で、困ったことや負担に感じたことに対して出されたその原因（課題）の主なもの】

- 介護をしている方の疲れや支えがないので、共倒れする危険がある。
- 介護する者の年齢による体力的な衰えがある。
- 介護が長期化することで、主たる介護者の身体的な辛さがある。
- 子ども達に迷惑をかけたくないという思いがある。
- 子どもが障がい児（者）である場合、当然のように母親が看るのが当たり前と思われる。

【課題を解決するための必要な方策】

- 高齢者は介護保険を利用すればよいが、ただお金と相談が必要であり、利用しにくい制度であるため、もっと自由に利用できるようになればありがたい。
- 地域の人たちに助けてもらうことに加え、ケアマネージャーや包括支援センターに相談することとあわせて、高齢者支援課に相談することも必要である。
- 介護者の会があることを多くの人に知ってもらう必要がある。
- 介護士さんに緊急お助け電話をかけることも必要である。
- 介護者が心おきなく休める場所や相談できる場所があれば、少しは楽になれる。



【ケアラー支援条例の必要性についての意見】

- 早急に作ってもらう必要がある。
- 条例ができても具体的なものが見えてこない、何のためのケアラー支援条例かと思うケアラーも出てくるのではないかと。
- ケアラー支援条例ができることにより、社会全体が変わってくると思う。
- 啓発の仕方にもよると思うが、ケアラー支援条例は必要であり、期待している。
- ケアしている方々の心の拠り所が必要である。

【今後の予定】

誰もが家族や身近な人の介護・看病を担う「ケアラー」となり得る現在、高齢者や障害者を支えてきた立場から、支援をする中で困ったことや負担に感じたこと、その要因と感じていることなど、ケアラーの負担を共有した上で、社会的認知度の向上に資するケアラー支援条例制定の必要性に関する意見や、行政に求める具体的な支援策について意見を共有することができた。

今後、出された意見をもとに調査研究を進め、ケアラー支援条例制定の必要性に加え、行政が実施すべき支援や施策などを整理して、市への提言を目指す。